

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目：基盤研究(B)  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19330002  
 研究課題名（和文） 西洋と日本における国制史研究の方法的再定位——史料論・学問史の視  
 角から  
 研究課題名（英文） Methodological Relocation of the Constitutional History in the Occident  
 and Japan—From the Viewpoint of Historical Source Research and Learning-History.  
 研究代表者  
 田口 正樹 (TAGUCHI MASAKI)  
 北海道大学・大学院法学研究科・教授  
 研究者番号：20206931

研究成果の概要（和文）：ポスト・ローマ期西洋史の認識枠組み、カールの皇帝戴冠、中世・近世移行期ドイツの都市統治、近世フランスの裁判関係文献史料、1800年ごろのドイツ諸大学における自然法学、オットー・ブルンナーのラント論、朝河貫一の学問史的位置づけ、などの論点の検討を通じて、史料の産出と受容の文脈をふまえた史料解釈と学問史的背景をふまえた学説の位置づけによって、国制史研究をより深化させうることが確認された。

研究成果の概要（英文）：We can deepen our understanding of the constitutional history through the historical source research, which considers the context of the product and reception of the sources, and the location of the theories, which takes account of the background of the learning-history. This recognition has been acquired by the investigation of the following topics: the framework to recognize the post-Roman Occidental history, the coronation of Charlemagne, the city-government in late medieval and early modern Germany, the sources about the court decisions in early modern France, the theories of the natural law in the German universities about 1800, the theory of Otto Brunner about “Land” and the location of theories of Kan’ichi Asakawa in the learning-history.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
2008年度	5,100,000	1,530,000	6,630,000
2009年度	3,100,000	930,000	4,030,000
年度			
年度			
総計	13,000,000	3,900,000	16,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：国制史、法史、史料論、学問史、貴族、皇帝権、都市、裁判

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究のメンバーの多くは、長年比較国制史を大きなテーマとして共同研究活動

を続け、平成16年度から18年度にかけては、科学研究費補助金・基盤研究(B)「西洋と日本における法の「かたち」と統合作用——史料論的・文化史的比較研究」(研究課題番号：

16330001) をテーマに研究を行ってきたが、その過程で、文化史・史料論どちらのアプローチからも、国制史の方法自体を再検討することが課題として浮上してきた。

(2) 文化史的手法は、社会学・人類学・コミュニケーション理論など歴史学に隣接する学問分野の理論的成果に依拠しつつ、従来の国制史研究が余り注意を払ってこなかった史料類型を考察に導入し、あるいは既に分析されていた法規範史料などを別様に評価するといった形で、これまでの国制史研究に挑戦するという性格を示している。こうした挑戦と向き合う中で、国制史の課題設定と方法を再考することが必要となった。

(3) 一方、西洋各国の学界でも我が国学界でも近年盛んに展開されている史料論は、単にある特定の史料や史料ジャンルの言明能力を見極めるというだけでなく、国制や社会構造全体の見直しにつながる可能性を秘めたものであることが、この間の我々の研究を通じて認識されるようになった。こうした可能性を従来の国制史研究の成果と方法の中にいかに取り込むかを検討する必要がある。

(4) ところで、このように国制史研究の方法的反省を試みる場合には、国制史研究の歴史を、隣接分野との関係も含めて学問史的に振り返って現状を位置づけ直すことが欠かせない。研究自体の歴史を省察するメタ・レベルの学問史という作業が必要になってくるのである。

(5) そこで本研究は、文化史からの挑戦を契機としつつ、史料論と学問史という二つの視座から、今後の国制史研究の問題設定と方法を考え直していこうとしたものである。

## 2. 研究の目的

研究では以下の諸点の解明がめざされた。

(1) 西洋史の各時代について、特徴的な史料類型を選び出し、それらの成立事情・作成に関与した諸主体・彼らの意図など広く「成立」にかかわる諸要素を解明する。

(2) 各史料類型の流布・使用・改変・注釈・伝承など広く「受容」にかかわる諸側面を解明する。

(3) 以上のような史料論的考察を、史料をめぐる権力関係や史料にかかわる諸主体の配置などに注意しつつ整理し、それが国制や社会構造全体を考える際に有する意義と射程を解明する。

(4) 西洋について、法史・地方史・比較法学・システム理論といった国制史研究と関連する学問分野を取り上げて、その歴史的展開と方法上の特徴を解明し、それを通じて国制史研究の今後の方向を見定める。

(5) 西洋と日本の比較研究に大きな業績を残した朝河貫一と中田薫の仕事と方法につ

いて、同時代および現在までの学問史の上での位置づけを行い、それを手がかりに国制史研究における比較の意味と比較国制史研究の今後の方向を見定める。

## 3. 研究の方法

本研究は、研究題目が示すように、史料論と学問史という二つの視角を有するが、それらの間に有機的関連が保たれるように、研究組織を編成した。すなわち、西洋を直接の対象とする研究分担者を、古代研究班、中世研究班、近世・近代研究班の三班に分けたが、史料論ないし学問史に関係するテーマを担当する分担者が各班に少なくとも一人は所属するようにし、各班の内部で史料論と学問史の相互関係に十分配慮できるようにした。各班の分担者は互いに連絡をとりつつ、それぞれの分担課題の検討を進めるとともに、全体で議論すべき論点を整理した。それに対して、日本を直接の対象とする研究分担者は、日本・比較法史研究班として、直接的には学問史に関係するテーマを担当するが、西洋各班の分担者とも連絡を保ち、史料論と学問史の両面で彼らの協力を得ながら検討を進めた。全体のとりまとめは研究代表者が行った。

この過程で、メンバーの何人かは、海外へ赴いて、外国の研究者との意見交換、文書館・図書館における史料・文献の収集、学会での研究発表を行った。

このような各分担者および各班ごとの作業をふまえて、年に2回、全体での合宿研究会を開き、そこで各班の作業経過を報告するとともに、特に一般的・理論的諸問題を中心に、班横断的に議論を行った。また、全体研究会には海外から研究者を招いて、議論する機会を持った。

## 4. 研究成果

(1) 全体として、史料の産出と受容の文脈をふまえた史料解釈（その意味での史料利用の高度化）と学問史的背景をふまえた学説の位置づけによって、国制史研究をより深化させることが確認された。以下、主な論点について、成果を摘記する。

(2) ①ポスト・ローマ期ヨーロッパについては、近年欧米で発表された総合的把握の試みをふまえて、この時期のヨーロッパをとらえるための歴史的枠組みと、そこで国制史研究が持ちうる方向性について検討がなされた。この時期における国家組織と租税システムの意義を、かつて考えられていたよりも高く評価すべきことが確認され、従来の国制史研究がプリミティブな状況を想定しがちであった点を検討し直す必要性が認識された。かつて激しい論争があった、貴族の存在をめ

ぐる問題については、プラクティカルな貴族概念（祖先、財産、公的地位、君主との関係、周囲からの承認、生活様式などを組み合わせる）の研究手法としての有効性が確認され、今後具体的な事例にこの概念を適用して、国制における貴族の位置づけをはかるという見通しが出された。

②残存史料の量に限りがあるポスト・ローマ期および中世初期の研究において、精密な写本研究が有効な方法となりうるものが、ローマ法史料の写本を扱うヴォルフガング・カイザーの研究について議論する中で、確認された。個々の写本の構成・作成・修正・伝承を、とりわけいわゆる集合写本を対象にして分析することは、法的思考のレベルの測定や、法に関する写本の収集・作成のセンターの特定などの点で、国制史と法史の研究にとって大きな意義を持ちうる手法であり、今後法史料以外の史料類型や中世中期以後の時代にも対象を広げることで、国制史に新しい知見を加えることが可能となると思われる。

(3) ①その国制史的・理念史的意義について長年論争されてきた、800年のカールの皇帝戴冠について問題となったのは、とりわけ「ケルンの覚書」と呼ばれる特異な一史料にもとづいて、ビザンツ側からカール側への働きかけと提案があったと見る学説の当否であった。この学説は、「覚書」以外の史料の沈黙を情報操作的・意図的な「忘却」を意味するものと見なしているが、こうしたスタンスは一方で近年顕著になっている（とりわけ叙述史料を対象とした）史料批判の高度化という研究動向に棹さすものではあるが、他方で史料の沈黙を解釈するには、なお慎重な検討が必要であると思われる。

また、カールの皇帝戴冠に続く9世紀、10世紀における西欧とビザンツの関係について、両者間の使節の往来とその際の双方の主張、とりわけイタリアにおける複雑な政情、教会内部の対立が及ぼした影響、など多様なファクターを考慮した分析がなされた。その際、西欧側にとってビザンツ側から皇帝権の承認を得ることが重要な問題であり続けたこと、それを反映して西欧側史料が両者間の交渉に関してビザンツ側史料よりも概して大きな関心を払っていること、皇帝称号の問題が大きな意味を持つものとして交渉の焦点であり続けたことなどが確認された点は、今後の国制史研究にとって重要であると思われる。また、カールの戴冠についても、西欧とビザンツの関係についても、皇帝戴冠や皇帝権の意義を終末論的観点から説明する研究動向が確認されたが、こうしたファクターも今後の国制史研究に組み込んでいく余地がある。

②11、12世紀ドイツにおける紛争解決に関して、そこでの法的仕組みの意義を強調したカ

ール・クレッシェルの講演を受けて、法以外の行動ルールを重視する近年のドイツ史学との関係などが議論された。また日本史研究の側から、武士の間でありえた武闘のルールや儀礼に関して事例が紹介され、同時にそれらが時代とともに変質していく経過と背景が論じられて、ドイツの状況との対比が試みられた。裁判と法を非常に近代的にとらえたうえで、それとは異質な紛争解決がドイツ中世初期・中期において優越していたとする近年のドイツ史学の有力説は、裁判と法の理解が硬直的にすぎるところがあり、結果として中世における紛争解決の「異質性」の掘り下げも不十分にとどまっている。中世初期・中期においても、法的な仕組みが実質的役割を果たし得た点を考慮することで、例えばそこでの儀礼を通じたコミュニケーションの意義についてもより深い考察が可能となるであろう。

(4) ①中世から近世への移行期に関しては、帝国自由都市マインツの都市参事会統治を対象として、この時期のドイツにおける都市統治の構造と機能が分析された。いわゆる「平和法典」などを史料として、とりわけ刑事法制の面から、市民の「家」を析出させ、それを取り込みながら近世的な集権化に向かいつつある都市統治の姿が解明された。このようにそれ自体複合的な都市参事会統治体制が更に都市君主の近世的統治に組み込まれていく展開も具体的に跡づけられ、全体として重層的な権力構造の一層精緻な分析が、近世国制史の重要な課題であることが改めて確認された。

②近世フランスの裁判関係史料として、いわゆるアレティスト文献について、特に商事裁判所関係史料との関連に留意しつつ検討が行われた。アレティスト文献は、弁護士や裁判官が、自他の法曹活動と若手法曹の教育のために、高等法院判決を収集・注釈したものであったが、とりわけその中で判決理由の探求を通じて法学的思考との接点を持ったこと、18世紀に入ると一般原理の抽出による統一化・理論化への志向が強まること、などが示され、総じてこの史料類型が、アンシャン・レジームの国制と法を考察する際に有力な手掛かりとなることが確認された。

(5) ①18世紀から19世紀の転換期のドイツにおける自然法学について、その特徴と意義が分析され、特に19世紀に入ってから自然法学が自由主義と密接に結びついたものへと変化していったことが改めて確認された。またドイツの諸大学における自然法学の消長が、一般的政治状況および各国の大学人事政策と密接に関わっていたことが示され、政治史・大学史・学問史を組み合わせた研究方向が展望された。

②第二次大戦後のドイツと日本の国制史研

究に大きな影響を与えた、オットー・ブルナーのラント論について、学問史的背景を含めて掘り下げた分析が行われた。戦間期オーストリアのドイツ・ナショナルな歴史研究とブルナーの学説との関連、戦間期のfolk史と第二次大戦後の構造史との連続性、ヨーロッパ史への視野拡大という第二次大戦後の新たな展開、などが明らかにされ、近年の政治的・イデオロギイ的文脈からの批判にもかかわらず、ブルナーのラント概念が中世後期以後の国制史研究にとってなお意義を有することが示された。家と支配を基軸とする彼のヨーロッパ史把握の意義と限界については、今後なお検討が必要であろう。

③19世紀から現在までのドイツにおける地方史研究の学問史に関して、研究対象となる空間の規定の仕方と、比較史の方法という二つの軸から分析がなされた。比較という要請が一貫して存在していたのに対して、空間規定の方は近年ますます多様化・多元化しつつあり、その中で主観的な空間把握により強く注意が向けられていることが確認された。

(6) ①中世封建社会の日欧比較に業績を残した朝河貫一の学問史的位置づけが検討され、イェール大学所蔵の朝河貫一関係文書などを史料として、彼とヨーロッパの学界との人的・学問的接点が解明された。朝河とフランス・ドイツの中世史学者との間で交わされた書簡や彼の日記から、朝河がある時期以後フランスと日本との比較に注目するようになり、それと平行して日本の中では南九州への関心を高めていったことが示された。彼のイギリス学界との関係などについては、今後更に史料調査の必要がある。

②研究・教育活動の場としての大学とそこでの学問の自由についても、日本とドイツの法制度と議論状況を比較した検討が行われ、大学という部分的な社会システムの機能と、そこにおける国家の役割について、単なる伝統への依拠とは違う法的議論を積み重ねてきたドイツの状況と日本の状況が対比された。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 56 件)

1. MATSUMOTO, Emi 「The Reception of German Law in Japan」法政理論 42 巻 3・4 号、2010 掲載確定、査読無
2. OTSUKI, Yasuhiro, “Levissi Village (Kaya) and the Population Exchange between Greece and Turkey,” ASANO, Kazuo (ed.), *The Island of St. Nicolas* (Osaka University Press), pp.275-284, 2010 査読有
3. 新田一郎 「民事判決原本データベースと宮武外骨収集裁判関係資料」王泰升【編】

『跨界的日治法院档案研究』、P.225-284、2010、査読無

4. 石部雅亮 「法解釈方法の比較史」南山大学ヨーロッパ研究センター報 16 号、P.1-14、2010、査読無  
[http://www.nanzan-u.ac.jp/EUROPE/kanko/documents/01ishibe-16\\_000.pdf](http://www.nanzan-u.ac.jp/EUROPE/kanko/documents/01ishibe-16_000.pdf)
5. 石井紫郎 「日本法学の草分けと 19 世紀の知——『国體』と進化論」19 世紀学研究 4 号、P.45-64、2010、査読無
6. 西川洋一 「初期中世裁判史におけるゼント裁判の位置 (2・完)」国家学会雑誌 123 巻 1・2 号、P.119-158、2010、査読無
7. 田口正樹 「近代初期徳意志警察條令與刑事司法 (李玉璽訳)」政大法學評論 112 号、P.45-70、2009、査読無
8. 京都大学ローマ法研究会 (代表・林信夫) 【訳】「〔翻訳〕学説彙纂第五〇巻第一章邦訳 (二・完)」法学論叢 165 巻 1 号、P.120-134、2009、査読無
9. 西川洋一 「初期中世裁判史におけるゼント裁判の位置 (1)」国家学会雑誌 122 巻 11・12 号、P.1-44、2009、査読無
10. 小川浩三 【訳】「ラインハルト・ツィーママン「ローマ法とヨーロッパ文化」(下)」法律時報 81 巻 12 号、P.70-79、2009、査読無
11. 小川浩三 【訳】「ラインハルト・ツィーママン「ローマ法とヨーロッパ文化」(上)」法律時報 81 巻 11 号、P.88-97、2009、査読無
12. 小川浩三 「ローマ法学に鍛えられて——中世教会法学の bona fides について——」桐蔭法学 16 巻 1 号、P.1-37、2009、査読無
13. 田口正樹 「中世中期・後期ドイツの諸侯法廷」法制史研究 58 号、P.110-140、2009、査読有
14. 田口正樹 【訳】「カール・クレッシェル「暴力か法か? ——中世中期のドイツにおける法理解と紛争解決」日本学士院紀要 63 巻 3 号、P.256-266、2009、査読無
15. 石部雅亮 【訳】「〔講演〕ヤン・シュレーダー「ドイツにおける法学方法論史 (1850 年—1933 年) の一考察」」法学雑誌 55 巻 3・4 号、P.400-425、2009、査読無
16. 田口正樹 「中世後期の神聖ローマ帝国 (ドイツ) における諸侯間紛争と王権」西洋史研究新輯 37 号、P.210-221、2008、査読有
17. 田口正樹 「近世ドイツのポリツァイ条令と刑事司法」北大法学論集 59 巻 4 号、P.249-265、2008、査読無  
<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/35197>

18. 林信夫『テオドシウス法典』第三卷第一四章第三法文について——嫁資設定の無方式合意 pollicitatio dotis の契約化過程」太田知行・荒川重勝・生熊長幸【編】『民事法学への挑戦と新たな構築——鈴木禄弥先生追悼論集』（創文社）、P.1139-1162、2008、査読無
19. OTSUKI, Yasuhiro, “Monastic Property and the Imperial Taxation System---As Seen in Iviron Documents,” *The Mediterranean World*, XIX, pp.263-296, 2008 査読無
20. 西川洋一「法が生まれるとき——初期中世ヨーロッパの場合」林信夫・新田一郎【編】『法が生まれるとき』（創文社）、P.61-94、2008、査読無
21. 小川浩三「mancipatio と Legis actio sacramento in rem——法が生まれるときローマ法の場合」林信夫・新田一郎【編】『法が生まれるとき』（創文社）、P.37-59、2008、査読無
22. 神寶秀夫「中世から近世への移行期における都市統治の構造と機能——帝国自由都市マインツの都市参事会統治を中心に——」史淵 145 輯、P.217-268、2008、査読無
23. 新田一郎「満濟とその時代——十五世紀「政治」史の一齣」文学 9 卷 3 号、P.26-39、2008、査読無
24. 村上淳一「ポリコンテクスチュラリティーとはなにか？」日本学士院紀要 63 卷 1 号、P.35-47、2008、査読無  
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006828964>
25. SATO, Shoichi, “Développement de l’étude de l’histoire médiévale européenne au Japon : une esquisse historiographique et interprétative,” *HERSETEC*, Vol.1, pp.1-23, 2008 査読無
26. 小川浩三「現代法とローマ法——加工法および瑕疵担保法を素材として」早稲田大学比較法研究所【編】『比較法研究所叢書 34 比較と歴史のなかの日本法学——比較法学への日本からの発信』、P.54-76、2008、査読無
27. 村上淳一「〈二値的〉論理学の理論」桐蔭法学 14 卷 2 号、P.1-26、2008、査読無
28. NISHIKAWA, Yoichi, “„Genius des Okzidents“: zur Bedeutung der deutschen Geschichtswissenschaft für das moderne Staatsdenken in Japan,” *Zeitschrift für Staats- und Europawissenschaften*, Vol. 5, Nr. 3-4, pp.335-357, 2007 査読有
29. MATSUMOTO, Emi, “Adjusting an «imported» (or «received») law---an approach from the “precedent” in Japanese law,” HONDIUS, Ewoud (ed.): *Precedent and the Law* (Bruylant), pp.323-336, 2007 査読有

[学会発表] (計 22 件)

1. KASAI, Yasunori & MATSUMOTO, Emi, “Why the History of Japanese Law has not been finished,” 19th British Legal History Conference, 2009.7.8, University of Exeter, UK
2. OTSUKI, Yasuhiro, “Recent Trends of Researchs on Charlemagne’s coronation,” Journée tuniso-japonaise, 2009.3.25, Centre d’Etudes et de Recherches économiques et Sociales, Tunis
3. 新田一郎「民事判決原本データベースと宮武外骨収集裁判関係資料」日治法院檔案與跨界的法律史研究、2009年3月21日、国立台湾大学
4. HAYASHI, Nobuo, “Derecho japonés y Derecho Romano: pasado, presente y futuro,” 京都大学・バルセロナ自由大学 学術交流、2009.1.8, Universitat Autònoma, Barcelona
5. MATSUMOTO, Emi, “Reception of German Law in Japan,” 37. Deutscher Rechtshistorikertag, 2008.9.8, Passau, Germany
6. 田口正樹「近世ドイツのポリツァイ条令と刑事司法」シンポジウム「グローバル化の下での東アジア法学：国家的統制の歴史」、2008年5月1日、国立政治大学、台湾
7. MATSUMOTO, Emi, “‘Publication’ of law in French old regime: a comparative aspect,” 18th British Legal History Conference, 2007.7.3, St Catherine’s College, Oxford

[図書] (計 7 件)

1. 神寶秀夫『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質——帝国自由都市から領邦都市へ』（創文社）、P.1-515、2010
2. ベルナルド・フリーザン【著】大月康弘【訳】『ビザンツ文明——キリスト教ローマ帝国の伝統と変容』（白水社）、P.1-167、2009
3. 林信夫・新田一郎【編】『法が生まれるとき』（創文社）、P.1-335、2008
4. 佐藤彰一『ヨーロッパの中世<1>中世世界とは何か』（岩波書店）、P.1-284、2008
5. MURAKAMI, Jun’ichi, MARUTSCHKE, Hans-Peter u. RIESENHUBER, Karl (Hrsg.), *Globalisierung und Recht : Beiträge Japans und Deutschlands zu einer internationalen Rechtsordnung im 21. Jahrhundert*, de Gruyter, pp.1-274, 2007
6. ニクラス・ルーマン【著】村上淳一【編訳】『ポストヒューマンの人間論——後期ルーマン論集』（東京大学出版会）、P.1-269、2007

7. ISHII, Shiro, *Beyond paradoxology: searching for the logic of Japanese history*, Jigakusha, pp.1-223, 2007

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田口 正樹 (TAGUCHI MASAKI)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：20206931

(2) 研究分担者

林 信夫 (HAYASHI NOBUO)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：40004171

大月 康弘 (OTSUKI YASUHIRO)  
一橋大学・大学院経済学研究科・教授  
研究者番号：70223873

西川 洋一 (NISHIKAWA YOICHI)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：00114596

小川 浩三 (OGAWA KOZO)  
桐蔭横浜大学・法学部・教授  
研究者番号：10142671

神寶 秀夫 (SHINPO HIDEO)  
九州大学・大学院人文科学研究院・教授  
研究者番号：90118331

松本 英実 (MATSUMOTO EMI)  
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授  
研究者番号：50303102

新田 一郎 (NITTA ICHIRO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：40208252

佐藤 彰一 (SATO SHOICHI)  
名古屋大学・大学院文学研究科・教授  
研究者番号：80131126

(H20→H21：連携研究者)

山田 欣吾 (YAMADA KINGO)  
一橋大学・名誉教授  
研究者番号：70017523

(H20→H21：連携研究者)

石川 武 (ISIKAWA TAKESHI)  
北海道大学・名誉教授  
研究者番号：20000648

(H20→H21：連携研究者)

石部 雅亮 (ISHIBE MASASUKE)  
大阪市立大学・名誉教授  
研究者番号：90046970

(H20→H21：連携研究者)

村上 淳一 (MURAKAMI JUN'ICHI)  
桐蔭横浜大学・法学部・教授  
研究者番号：80009795

(H20→H21：連携研究者)

石井 紫郎 (ISHII SHIRO)  
東京大学・名誉教授  
研究者番号：00009797

(H20→H21：連携研究者)

(3) 連携研究者 なし